

2010年11月

「農産物指数ファンド」受益者の皆様へ

新生インベストメント・マネジメント株式会社

農産物指数ファンド

信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

謹啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日ごろは格別のお引立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「農産物指数ファンド」（以下「当ファンド」といいます）は、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、信託財産の純資産総額が低迷しており、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託「チャイナ・アグリカルチャー・コモディティ・インデックス・ファンド」の運用を行うマッコーリー・グループからも効率的な運用は困難であり、当該外国投資信託を償還することが適切である旨の申し出を受けております。

かかる中、弊社は、このまま運用を継続するよりも、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様にお返しすることが、受益者様にとって最善であると判断致しました。2010年11月12日現在の受益権口数は約77百万口で、当ファンドの投資信託約款第37条第7項に定められた信託契約の解約の基準である10億口を大きく下回っております。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定にしたがい、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書及び「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送り下さいますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解賜りますよう、宜しくようお願い申し上げます。

敬白

1. 信託終了(繰上償還)に係る書面決議の手続き及び日程

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| ① 受益者の確定 | 2010年11月22日 |
| ② 議決権行使期間 | 2010年11月22日～2010年12月20日 |
| ③ 書面による決議の日
(信託終了(繰上償還)の可否が決定される日) | 2010年12月21日 |
| ④ 信託終了(繰上償還)予定日 | 2011年2月22日 |

本書面による議決権の行使は、2010年11月22日時点の受益者の方(2010年11月18日までに取得のお申込みをなされた方を含みます。)を対象としております。

2010年11月19日(金)以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、当ファンドの受益権を取得した受益者様につきましては、本議決権はございませんのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り2011年2月22日に当ファンドの信託を終了(繰上償還)し、償還金は信託終了(繰上償還)日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払い致します。またご解約のお申込みは、2011年2月14日まで通常通り受け付けます。

なお、上記の受益者数及び議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、本ファンドの信託終了(繰上償還)の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日の後、速やかに受益者の皆様にお知らせ致します。

2. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了(繰上償還)について賛成または反対される旨等をご記入の上、2010年12月20日(月)までに下記宛にご送付下さい。2010年12月20日(月)弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面をご返送いただかない場合)は、本議案を賛成するものとさせていただきます。

〔送付先〕

〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8(*)

新生インベストメント・マネジメント株式会社

「農産物指数ファンド」 信託の終了に関する議決権行使書面受付 係

(*)2010年12月13日より、「東京都中央区日本橋室町2-4-3(〒103-0022)」に移転致します。旧住所宛でも郵便は転送されますが、転送期間などご留意下さいますようお願い申し上げます。

〔ご注意事項〕

- 当手続きに当たり、お客様に関する情報(お名前、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号及び受益権口数等)は、弊社(委託会社)、販売会社、受託会社(再信託受託会社を含みます。)が共有させていただくことがありますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。なお当手続きに当たり取得したお客様の個人情報、書面決議及び買取請求に関する事務を処理するための必要な範囲で利用させていただきます。
- 同一の受益者の方が本信託終了(繰上償還)につきまして、重複して議決権を行使された場合、議決権行使の内容が異なる時は、全ての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。
- 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項

追加型証券投資信託「農産物指数ファンド」(以下、「当ファンド」といいます)は、2010年11月12日現在、受益権の総口数が、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数(10億口)を下回る76,985,022口となっており、本来の商品性を維持した運用の継続が困難であることから、弊社では可及的速やかに当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断しております。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2011年2月22日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

特にございません。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にございません。

5. 直前に作成された財産状況開示資料等の状況

資産、負債、元本及び基準価額の状況(2010年5月27日)現在

項目	当期末 (円)
(A) 資産	143,585,480
コール・ローン等	4,242,818
投資信託受益証券(評価額)	127,341,672
S I M ショートターム・マザー・ファンド(評価額)	1,000,985
未収入金	11,000,000
未収利息	5
(B) 負債	8,604,150
未払解約金	7,928,143
未払信託報酬	418,352
その他未払費用	257,655
(C) 純資産総額(A-B)	134,981,330
元本	153,377,792
次期繰越損益金	-18,396,462
(D) 受益権総口数	153,377,792口
1万口当たり基準価額(C/D)	8,801円

(注) 当ファンドの期首元本額は146,458,883円、期中追加設定元本額は223,833,677円、期中一部解約元本額は216,914,768円です。

損益の状況(自 2009年8月28日 至 2010年5月27日)

項目	当期 (円)
(A) 配当等収益	1,758
受取利息	1,758
(B) 有価証券売買損益	-14,610,569
売買益	9,326,055
売買損	-23,936,624
(C) 信託報酬等	-2,406,673
(D) 当期損益金(A+B+C)	-17,015,484
(E) 追加信託差損益金	-1,380,978
(配当等相当額)	(40)
(売買損益相当額)	(-1,381,018)
(F) 計(D+E)	-18,396,462
(G) 収益分配金	0
次期繰越損益金(F+G)	-18,396,462
追加信託差損益金	-1,380,978
(配当等相当額)	(40)
(売買損益相当額)	(-1,381,018)
繰越損益金	-17,015,484

(注) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

(注) 損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注) 損益の状況の中で(E)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0.0円)、費用控除後の有価証券等損益額(0.0円)、および信託約款に規定する収益調整金(40円)より分配対象収益は40円(10,000口当たり0.0円)ですが、当期に分配した金額はありません。

3. 反対受益者の買取請求手続きについて

本決議が可決された場合において、信託終了（繰上償還）に反対した受益者様は、以下の手続きにより、自己に帰属する当ファンドの受益権について、受託銀行に対して信託財産による買取を請求することができます。信託終了（繰上償還）を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託の終了（繰上償還）の決議において反対した受益者の皆様にあらかじめご案内させていただきます。

また信託の終了（繰上償還）の決議において、反対した受益者様が必ず買取請求をしなければならぬわけではございません。なお、2011年2月14日まで、通常通り、本ファンドのご解約のお申込みを受付ます。ただし、買取請求を行った受益権については、ご解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さいますようお願い申し上げます。

《買取請求の手続き》

— 買取請求受付期間 2011年1月5日（水）から2011年1月24日（月）まで —

- ① 新生インベストメント・マネジメント株式会社より信託の終了（繰上償還）の決議に反対した受益者様に対し「買取請求のご案内」発送
- ② 買取請求必要書類のご記入
- ③ 販売会社の取引店への買取請求必要書類の送付
- ④ 販売会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理及び当該信託財産による買取の実行
- ⑥ 受託銀行から指定銀行口座への買取代金のお振込み

上記の買取請求は、信託の終了（繰上償還）の決議に反対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として、買取請求受付日（受託銀行が15時までに買取請求必要書類を受理した日（上記⑤））です。ただし、シドニーの銀行休業日及びその前営業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、香港の銀行休業日及びその前営業日、12月24日に当たる場合は翌営業日となります。）の翌営業日の基準価額から信託財産留保額相当額（当該基準価額の0.3%）を控除した額とします。

なお、買取にかかる収益について、（個人の）受益者様ご自身での確定申告が必要となります。個人の受益者様は買取による譲渡益に、法人の受益者様は買取時の個別元本超過額に対して課税されます（税法が改正された場合には、上記の取扱いが変更になることがあります）。買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込み致します。なお振込手数料はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託銀行より買取計算書を、買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきますが、その際の郵便料金、簡易書留手数料は買取代金から差し引かれます。

なお、上記のような諸般の手続きを行う必要があるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性がございます。

このお知らせに関するお問合せ先：

新生インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号 03-5157-5549（12月13日より03-6880-6448）

（受付時間；営業日の9：00～17：00）

補足説明資料
繰上償還（信託終了）に関する Q&A

この手紙の趣旨

Q1 この手紙「信託の終了（繰上償還）予定に関するお知らせ」は何ですか。

A1 「農産物指数ファンド」の運用を終了し、受益者の皆様へ、お預かりしている運用資産をお返しする予定であることをお知らせするものです。
ファンドの繰上償還を行う場合、受益者様に対して、書面決議の日並びに繰上償還の理由などの事項を定め、通知することが義務付けられています。
この信託の終了（繰上償還）は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定にしたがい書面決議を行い、その決議をもって行う予定です。

手続きの必要

Q2 何か（手続き/行動を）しなければならないのですか。

A2 繰上償還にご同意いただける場合は、特にお手続きをしていただく必要はありません。
繰上償還にご反対される場合は、この手紙に同封されている「議決権行使書面」に、反対のご意向等必要事項をご記入の上、新生インベストメント・マネジメント株式会社まで、ご送付下さい。送付先等の詳細は、この手紙の「2.書面決議の方法について」をご覧ください。

書面決議

Q3 書面決議とはどのようなものですか。

A3 書面決議は、議決権を行使できる受益者様（2010年11月18日までのお申込みを反映した受益者様）の半数以上であって、当該受益者様の議決権口数（議決権を有する受益者の皆様の口数合計）の3分の2以上の賛成をもって可決されます。
上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、繰上償還の手続きは行いません。なお、本決議において議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

換金

Q4 換金はできますか。

A4 繰上償還の手続き中であっても、従来どおり、換金（解約）請求により、随時換金可能です。なおご換金のお申込みの最終受付日は2011年2月14日となります。
また繰上償還に議決権行使書面にて反対された受益者の方は、上記のように、通常の換金（解約）請求により換金する以外に、買取請求期間中（2011年1月5日から1月24日まで）、受託銀行である、りそな銀行に対して、買取請求を行うことができます。
なお反対された受益者の方は、必ず買取請求を行わなければならないということではありません。
受託銀行への買取請求の場合、換金代金送金の振込手数料・郵送費用等買取事務に関する費用はお客様負担となりますこと、諸般の手続きにより通常の換金請求より代金のお支払いまで日数を要することがあることなど、ご留意下さい。

従来の換金方法と受託銀行への買取請求の違い

Q5 従来どおりの換金（解約）請求と、反対受益者による買取請求の違いを教えてください。

A5 反対受益者の買取請求は、当該買取請求にかかる書類を弊社所定の手続きにより、受託銀行へ提出していただく必要があります。そして、ご換金代金は受託銀行から直接、受益者様が指定された銀行口座へ振り込まれます。銀行への振込手数料や買取計算書の郵送費用等は、受益者様にご負担いただきますので、ご留意下さい。なお買取にかかる収益は、(個人の)受益者様ご自身による確定申告が必要になります(非課税扱いの受益者様を除きます)。

諸般の手続きが必要となるため、通常の換金（解約）請求に比べ、ご換金代金のお受取りが遅くなる可能性があります。また換金価額は、買取請求受付日（買取請求書が販売会社から弊社を經由し、15時までに受託銀行に受理された日です。ただし、シドニーの銀行休業日及びその前営業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、香港の銀行休業日及びその前営業日、12月24日に当たる場合は翌営業日となります。）の翌営業日の基準価額から信託財産留保額相当額を控除した価額となります。反対受益者による買取請求に関するご案内は、繰上償還が成立した場合、弊社より議決権行使書面で反対された受益者様へお送り致します。

なお受託銀行への買取請求は、必ず行わなければならないということではありません。

従来どおりの換金（解約）請求も行えますし、償還まで保有し償還金を受取ることもできますので、ご判断は受益者様ご自身が行って下さい。

【A5 補足】換金代金の受取方法比較

	従来の換金方法	受託銀行への買取請求
申込期間	2011年2月14日までできます。	買取請求期間(2011年1月5日から1月24日)のみです。
お申込みできる方	全ての受益者様がお申込みできます。	議決権行使書面で反対された受益者の方のみです。
換金価額	お申込日 ^(*) の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)を控除した額	買取請求書が、販売会社、弊社を經由して15時までに受託銀行に受理された日 ^(*) の翌営業日の基準価額から信託財産留保額相当額(当該基準価額の0.3%)を控除した額
	(*) シドニーの銀行休業日及びその前営業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、香港の銀行休業日及びその前営業日、12月24日に当たる場合は翌営業日の取扱いとなります。	
換金の手取額	源泉徴収ありの特定口座を利用して個人の場合、換金価額から譲渡益の10%を控除した額です。	換金価額から買取事務に関する費用(振込手数料や買取計算書の郵送費用等)を控除した額です。 *振込手数料は、3万円未満は1件につき630円(税込)、3万円以上は1件につき840円(税込)です。 *郵送費用は、郵便料金80円と簡易書留手数料300円の合計380円です。 (注)振込手数料と郵送費用を加えた額は、受益者様のご負担となりますのでご留意下さい。 <u>ご負担額1,010円または1,220円は、買取代金から差し引かれます。</u>
課税関係(個人の場合)	譲渡益に対して10%の税率による申告分離課税の対象となりますが、源泉徴収ありの特定口座を利用できます。	買取にかかる収益は受益者様ご自身で確定申告する必要があります(非課税扱いの受益者様を除きます)。
換金代金の受渡し	換金申込受付日から起算して原則として6営業日後となります。販売会社の受益者様の口座に入金されます。	買取請求受付日(上記換金価額欄参照)から起算して原則として6営業日後となります。受益者様が指定された銀行口座へ直接、受託銀行より振り込まれます。

償還の有無の確認

Q6 繰上償還をすることになったか否かは、どのように知ることができますか。

A6 繰上償還が決定した場合は、平成 22 年 12 月 22 日（書面による決議の翌営業日）に、新生インベストメント・マネジメントのホームページ（<http://www.shinsei-investment.com/>）に、償還となる旨を掲載致します。なお、議決権行使書面で反対された受益者様には、繰上償還の成立と買取請求に関するご案内状を弊社より送付致します。
繰上償還が不成立となった場合には、全ての受益者様に、不成立の旨を記載した書面をお送り致します。

償還代金

Q7 償還代金はいつ受取れますか。

A7 書面による決議を経て繰上償還が確定した場合、平成 23 年 2 月 23 日（信託終了日の翌営業日）以降に販売会社を通じてお支払い致します。

ファンドの運用

Q8 ファンドはいつまで運用しますか。

A8 当ファンドが投資するケイマン籍の円建て外国投資信託「China Agriculture Commodity Index Fund」は、2011 年 2 月 15 日に償還予定である旨連絡を受けています。
またそれ以前でも、換金等の資金状況等を勘案して、上記の外国投資信託を売却することによって組入比率が低下し、マッコーリー&ロジャーズ™・チャイナ・アグリカルチャー・インデックスの動きと大きく乖離する可能性があります。
なお後日、販売会社より運用の状況等に関する償還報告書をお送り致します。

「Jim Rogers」、「James Beeland Rogers, Jr.」、「Rogers」、「Rogers International Commodity Index」、「RICI」は、James Beeland Rogers, Jr. に所有、支配されている Beeland Interests, Inc. のトレードマーク、サービスマーク及び／又は登録商標であり、使用許諾を要します。Jim Rogers／James Beeland Rogers, Jr. という個人の名前や名称は、James Beeland Rogers, Jr. により所有され、使用が許諾されています。農産物指数ファンドは、Beeland Interests, Inc.（以下、「Beeland Interests」といいます。）又は James Beeland Rogers, Jr. により提供、保証、販売又は販売促進されるものではありません。

Beeland Interests, James Beeland Rogers, Jr. 及びその関連会社又は代理人は、マッコーリー&ロジャーズ™・チャイナ・アグリカルチャー・インデックス、その如何なるサブ・インデックス若しくはその中に含まれる如何なるデータの正確性及び／又は完全性につき保証するものではなく、本書面の正確性又は完全性につき、若しくは、一般的な証券又はコモディティ或いは農産物指数ファンドへの投資、特に将来の投資の助言能力につき、明示的にも暗示的にも、表明又は保証するものではなく、一切の責任も負いません。